

## 平成27年度 文部科学省税制改正事項

### 1. 要望が認められたもの

- (1) 学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し【所得税】
- (2) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充【贈与税】
- (3) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除【法人税等】（経済産業省等との共同要望）
- (4) 公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設等に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税等】
- (5) PFI法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置の延長【固定資産税等】
- (6) 独立行政法人の組織見直しに係る税制上の所要の措置等【法人税等】

### (参考) その他要望していたもの

- (1) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の導入【所得税】
- (2) 国立研究開発法人への寄附に係る税制措置【所得税等】（内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省、環境省との共同要望）
- (3) (独) 国立美術館、(独) 国立文化財機構、(独) 日本芸術文化振興会、(独) 国立科学博物館への寄附に係る税制措置【所得税等】
- (4) ゴルフ場利用税の廃止【ゴルフ場利用税】
- (5) 登録有形文化財である家屋に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税等】

# 平成27年度 文部科学省税制改正事項の概要

## 1. 要望が認められたもの

### (1) 学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し（拡充）【所得税】

学校法人が税額控除の対象となるための寄附実績に関する要件（PST（パブリック・サポート・テスト）要件）について、学校法人等の設置する学校等の定員の合計数が5,000人に満たない場合には、現行の年平均100人以上であることとする要件を、定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上、かつ寄附金額が年平均30万円以上に要件を緩和する。

※所得控除を選択することも可能。

#### 現行の PST 要件

- ①寄附金収入金額が經常収入金額の20%以上  
または
- ②3,000円以上の寄附者数が年平均100人以上

#### 緩和後の PST 要件

- ①寄附金収入金額が經常収入金額の20%以上  
または
- ②3,000円以上の寄附者数が年平均100人以上  
ただし、収容定員が5,000人未満の場合は、定員の合計数/5,000×100（最低10人）以上かつ寄附金額が年平均30万円以上

例：収容定員1,000人の場合は、年平均20件以上かつ寄附金額が30万円以上あれば可。

### (2) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充（金融庁との共同要望）【贈与税】

祖父母等が孫等に対して教育費として一括贈与した資金に係る贈与税の非課税措置について、以下の3点を措置する。

- ① 非課税措置の延長（平成31年3月31日まで）。
- ② 教育資金の用途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を追加。
- ③ 手続の簡素化（金融機関への領収書等の提出について、領収書等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、当該領収書等に代えて支払先、支払金額等の明細を記載した書類を提出することができる。） ※平成28年1月1日以後に提出する書類について適用。

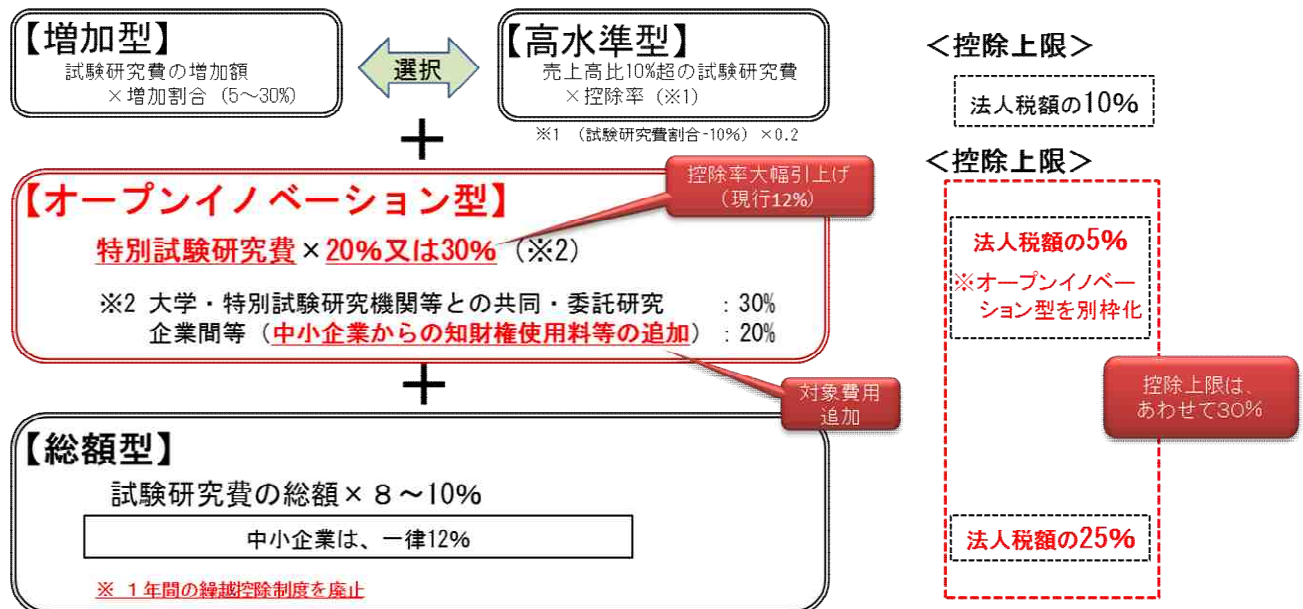
**(3) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（拡充・延長）（経済産業省等との共同要望） 【法人税等】**

我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションへの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。

そのため、試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除のうち、

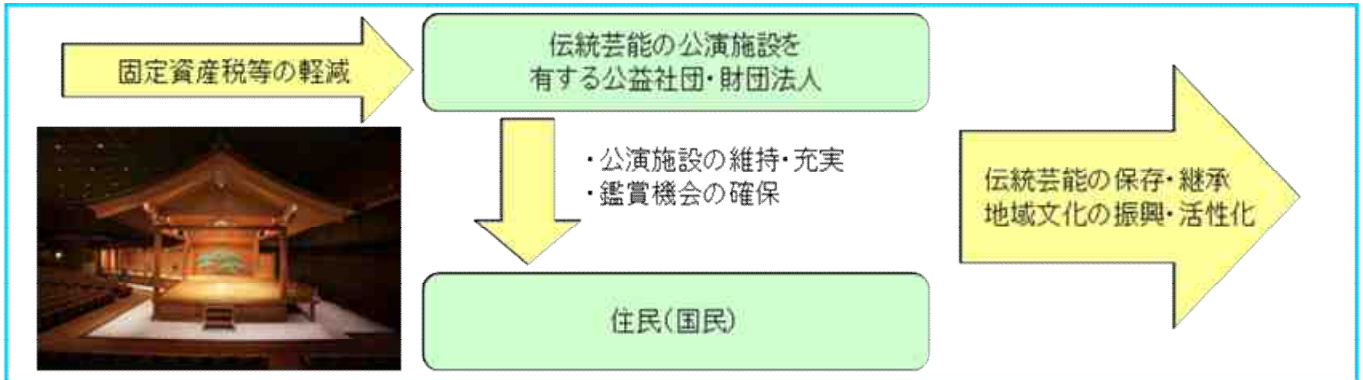
- ・ オープンイノベーション型の抜本的拡充（控除率大幅引上げ・控除上限別枠化・対象費用拡大）（恒久措置）
- ・ 総額型とオープンイノベーション型をあわせ、控除上限 30%の確保（総額型 25% + オープンイノベーション型 5%）（恒久措置）

等の措置を講ずる。



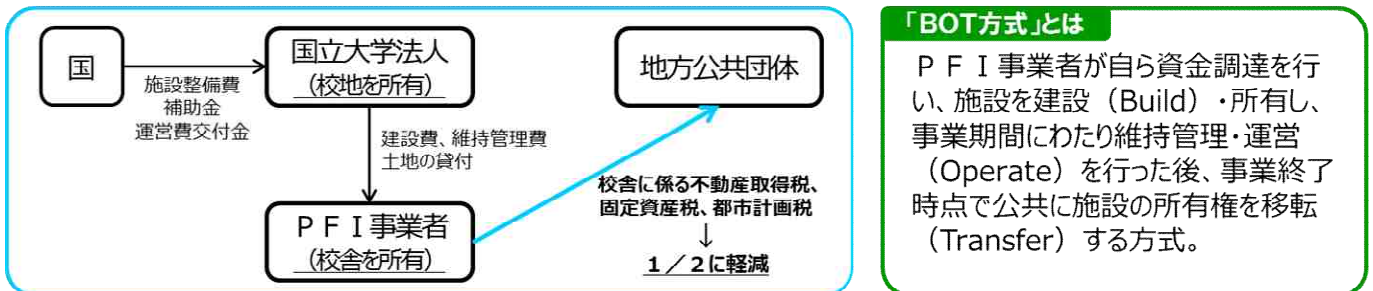
**(4) 公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設等に係る課税標準の特例措置の延長 【固定資産税等】**

平成 20 年度に創設された、公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設(能楽堂)等に係る固定資産税、不動産取得税、都市計画税の軽減措置(課税標準 2 分の 1) について、その適用期限を 2 年延長する(平成 29 年 3 月 31 日まで)。



**(5) PFI 法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置の延長 【固定資産税等】**

国立大学法人の施設設備に係る PFI 事業 (BOT 方式) の選定事業者が、政府の補助を受けて選定事業により整備する校舎に係る固定資産税、不動産取得税、都市計画税については、平成 27 年 3 月 31 日までは課税標準を 2 分の 1 とする措置について、その適用期限を 5 年延長する(平成 32 年 3 月 31 日まで)。



**（６）独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置等（新設）**  
**【法人税等】**

（独）大学評価・学位授与機構と（独）国立大学財務・経営センターの統合、（独）日本原子力研究開発機構の組織見直し及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。また、被用者年金一元化等に伴い、日本私立学校振興・共済事業団に係る税制上の所要の措置を講ずる。